

平成28年度 第7回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

| | |
|------|---|
| 日 時 | 平成28年7月5日(火) 10時00分～12時00分 |
| 開催場所 | 産業貿易センター B102号室 |
| 出席委員 | 佐土原委員(会長)、奥委員(副会長)、津谷委員、中村委員、葉山委員、堀江委員、水野委員、横田委員 |
| 欠席委員 | 池邊委員、岡部委員、小熊委員、菊本委員、木下委員、五嶋委員、田中(稲)委員、田中(伸)委員 |
| 開催形態 | 公開(傍聴者17人) |
| 議 題 | 1 JFE扇島火力発電所更新計画 環境影響評価準備書について 2 川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 環境影響評価方法書について 3 (仮称)東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価方法書について |
| 決定事項 | 平成28年度第6回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。 |

議事

1 平成28年度第6回横浜市環境影響評価審査会会議録確認

2 議題

(1) JFE扇島火力発電所更新計画 環境影響評価準備書について

ア 前回審査会の事業者説明資料について事務局が説明した。

イ 質疑

【中村委員】

私の質問について丁寧に調べて回答していただき、ありがとうございます。今の説明資料の1ページの第2表で、例えば全窒素であれば、変更前が100 mg/Lで、流路を変えると16 mg/Lまで下がるように見えるので、これはかなりの高度処理をしなければいけないだろうと思い、前回申し上げた次第です。しかし、4ページの各表を見ると、変更前の排水経路では、製鉄所の一般排水によって全窒素が100 mg/Lとなる処理設備に全窒素が20 mg/Lの湿式電気集じん機の高濁質排水が入っているということが分かりました。この高濁質排水は製鉄所の一般排水に比べて排水量が少ないことから、混ざったとしても100 mg/Lという濃度は変化しないということも分かりました。また、発電所の1号機更新に係る負荷量についての審議が審査会に課せられているところであって、排水口①には製鉄所の排水も一緒に出ていると思いますが、それらの排水も併せた影響を見ているのではなく、新1号機が新設されたときにどのくらい負荷が生じるかという点であることも分かりました。第2表を見たときに100 mg/Lから16 mg/Lまで下がるのかと思いましたので、もう少し分かりやすい表現で、例えば、新1号機新設に伴う排水経路の変更によって、どのくらい負荷量が減少するのかというような書き方をしてもらえればと思いました。排水はやはり全体で見るべきではないかという思いもあるのですが、新1号機に関する部分の環境影響評価をすることで理解しましたので、今の事務局の説明で理解しました。

ウ 答申案について事務局が説明した。

エ 審議

【水野委員】

答申案2ページの「地域の特性」の最後のところで、「なお、横浜市内において、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区及び港北区とされています。」

とありますが、環境影響を受ける範囲としては、少し足りないのではないかと思います。大気汚染のことを言っているのではないかと思いますのですが、横浜市とは隣接しているので、全域で影響を受けるのではないかと思いますのですが、この「影響を受ける」とはどのように解釈したらいいのでしょうか。

【事務局】 こちらにつきましては、事業者が計画地から10キロメートル範囲ということで定めた地域で、対象地域として選定されているものです。区域のうち少しでも範囲に入っていれば、その行政区全体を対象としています。

【水野委員】 準備書の中に書いてあるのですよね。その時に質問しなかったのかもしれませんが、どう考えたらいいのでしょうか。

【事務局】 発電所に関しては、経済産業省が出している環境影響評価の手引きに基づいて事業者が環境影響評価を行っていますが、その考え方によって半径10キロメートルの圏内ということになっています。

【水野委員】 距離でいうと10キロメートル以内の範囲というのが、これらの区ということでしょうか。

【事務局】 はい。そうです。

【水野委員】 それならいいのかもしれませんが。決して強い大きな影響を受けている訳ではないのですが、小さい影響ということでもないと思いますので、なかなか難しいです。10キロメートル程度の範囲ではこの程度ですということでしょうか。

【事務局】 計画地から10キロメートルの範囲に少しでも入った区については、その全域で見えていますので、10キロメートルで町丁目を区切っている訳ではありません。範囲を多めには見えていると思います。

【水野委員】 分かりました。ただ、10キロメートルとしたのはなぜかと言うと、昔は排出量が相当多かったので、高濃度が高煙突から出ると、結構何キロメートルも飛ぶので、10キロメートル程度としていたのですが、最近の排出量は格段に小さくなっているのので、それでいいのかと言うのは他の問題として考えなければいけないかもしれないです。分かりました。

【佐土原会長】 答申案の表現はこれでよろしいでしょうか。

【水野委員】 はい。

【佐土原会長】 ありがとうございます。他にご意見はありますか。

【津谷委員】 審査意見の部分で、一つ一つの項目についての細かいことを取り上げて書いているのですが、審査会として意見を言えるのは今回が最後になると思いますので、もう少し大雑把な総論的なことも各項目で、例えば大気質であれば、全体として硫黄酸化物を含めて減らしてほしいとか、生態系については全体的にもう少し配慮してほしいとか、細かいことだけではなくて、大雑把な総論的なことも書き加えた方がいいのではないのでしょうか。

【佐土原会長】 具体的にはどのような表現がいいのでしょうか。

【津谷委員】 例えば、配慮書段階で述べたように、大気環境については準備書305ページで、どのような表現にするかは難しいところがありますが、「排出される硫黄酸化物等の大気汚染物質の一層の低減を図ってください」ですとか、水環境については、例えば「更なる汚染物質の排出や水温差を可能な限り低減する方策を検討してください」ですとか、生態系については「さらに生物環境について配慮してください」など、一般的な希望に

についても加えてはどうでしょうか。少し各論すぎる気がします。

【事務局】 今までの審査会の場で個々に議論していただき、最終的に前回までにいただいたご意見を抽出してまとめたものを答申案としています。

【津谷委員】 事業者に回答していただいた内容や、そこで不十分であった内容について、ピックアップして答申案に書かれているのですが、審査会として意見を出すのは最後になると思いますので、もう少し総論的な配慮のお願いについても、例えば「更なる排出抑制に努めてください」というように、各項目について書いてもいいのではないのでしょうか。

【事務局】 時系列的に申し上げますと、配慮書段階で「更なる低減」を求めている、それを踏まえて、事業者としては、方法書、準備書と作成し、事業計画及び環境影響を示しています。それに対し、不足ということであれば、審査意見として述べることもできるかと思いますが、これまでの審査会の準備書の議論では、そこまでのご意見はなかったのではないかと考えておりました、このような答申案を提出させていただいたところで

【津谷委員】 他の委員の皆様はこれでよろしいでしょうか。

【佐土原会長】 いかがでしょうか。

【奥副会長】 配慮書段階においては、事業計画がまだ決まっていない段階での審査となりますので、どうしても審査会の指摘も全般的、抽象的、定性的にならざるを得なかったかと思います。それを経て、今は準備書段階で、排出処理の仕方や、汚染物質の削減策といったことが明らかにされて、個別具体的な論点や不十分な点が明らかになった段階での審査意見が求められていると理解しています。従いまして、あまり定性的で一般的な表現と言うよりも、具体的な観点や論点から審査会として事業者に対応を求める事項を明確にするということで、準備書に対する意見としてはそのようなことが求められていると思いますので、案のとおりでよろしいのではないかと思います。

【佐土原会長】 他にはいかがでしょうか。色々な議論がありましたが、準備書の位置付けを踏まえて、この審査会では具体的な指摘をさせていただくということによろしければ、この答申案で確定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【審査会委員】 (異議なし)

【佐土原会長】 それでは、その他に修正等のご意見がないようですので、本案を審査会の答申として確定してよろしいでしょうか。

【審査会委員】 (異議なし)

【佐土原会長】 ありがとうございます。それでは、この答申案を審査会の答申として確定します。本件の審査はこれで終了させていただきます。

(2) 川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 環境影響評価方法書について

ア 答申案について事務局が説明した。

イ 審議

【中村委員】 対象地域について、さきほどのJFE扇島火力発電所更新計画では南区が入っていましたが、ここは計画地が少しずれるので、南区が10キロメートルの範囲に全く入らないということでしょうか。

【事務局】 その通りです。

【堀江委員】 答申案3ページの一番下の騒音のところ、「環境影響を予測した結果を踏まえ、防音壁の取扱いを準備書に記載してください」とあります

が、おそらく本件のような大きな建屋については、防音壁は全く役に立たないのではないかと思います。防音壁というのは、その直前のところに住居等があった場合には防音壁を立てれば役にたつかも知れません。住居系地域まで約1.4キロメートルでしたでしょうか、1.4キロメートル離れたところに住居系地域があって、そこへの影響があるかどうかのチェックをするのであれば、防音壁ではなくて建屋そのものの遮音を考えていただかないと意味がないと思います。ですから、この文章は「環境影響を予測した結果を踏まえ、建屋の遮音性能について確認してください」あるいは「遮音性能について準備書に記載してください」と書いておいた方が騒音に対する効果としてはより具体的かもしれません。防音壁は何の役にも立たないと思います。

【事務局】 いまご指摘のありましたところですが、「環境影響を予測した結果を踏まえ、建屋の遮音性能について準備書に記載してください」という表現に修正ということでしょうか。

【堀江委員】 そうですね、その方がいいと思います。

【事務局】 事業所入口や構内に防音壁がありますので、そういったことも含めて、「防音・遮音に対する対策について準備書に記載してください」という表現ではいかがでしょうか。

【堀江委員】 音源が低い位置にあれば、防音壁は役に立つと思いますが、建屋そのものが振動してしまっている場合には、距離減衰は考えられないので、その場合には建屋そのものを遮音しないと1.4キロメートル先まで影響が出る可能性がなくはないと思います。防音壁には意味がないと思います。

【事務局】 そうしますと「防音・遮音についての環境影響について準備書に記載してください。」という表現でしょうか。

【堀江委員】 その方がいいと思います。

【佐土原会長】 正確に確認しますと「防音・遮音についての対応を準備書に記載してください」という表現でしょうか。

【事務局】 「環境影響を予測した結果を踏まえ、防音・遮音についての対応を準備書に記載してください」という表現でよろしいでしょうか。

【堀江委員】 はい。

【佐土原委員】 他にいかがでしょうか。

【横田委員】 カの生態系の項目ですが、事業者は環境影響評価項目に含めないということで、影響の程度が非常に小さいものとしていて、公共用水域の水質観測で水質を主と見るという説明があったかと思います。それに対して、この文章は私の指摘に基づくものかと思うのですが、「例えば濁度、全窒素又は全燐の局所的な影響が生じ、富栄養化等によって影響をもたらすことがないのか検討するとともに」とありますが、ここに影響という言葉が予測項目に近い形で入ってくるのは少し踏み込み過ぎではないかと思いますが。もし環境配慮としてお願いするのであれば、「本事業の排水により、海域の動植物及び生態系への富栄養化等による影響をもたらすことはないのかを検討するとともに」というように、全体的な環境配慮としてお願いするのがよろしいのではないかと思います。

【事務局】 ありがとうございます。もう一度修正の表現をお願いできますでしょうか。

【横田委員】 まず「例えば」以降を消し、「本事業の排水により、富栄養化等によっ

て影響をもたらすことはないのか検討するとともに」としてはいかがでしょうか。

【事務局】 「例えば濁度、全窒素又は全燐の局所的な影響が生じ、」を削除するというのでよろしいでしょうか。

【横田委員】 はい。それでいいかと思います。

【佐土原会長】 他にはいかがでしょうか。特に無いようでしたら、修正が2点ありましたので、これを修正したものを答申として確定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【審査会委員】 (異議なし)

【佐土原会長】 それでは、本案については、いまの2点を修正したものを審査会の答申として確定いたします。本件の審査については、これで終了させていただきます。

(3) (仮称) 東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価方法書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 質疑

【奥副会長】 指摘事項等一覧2ページの生物多様性の記載について、葉山委員がおっしゃったことだと思いますが、最後の文章に「都市の中でのエコロジーの参照事例」とあります。参照事例でよいのでしょうか。採用事例ではないのでしょうか。

【事務局】 葉山委員が前回審査会でおっしゃっていたのは、川崎駅前再開発のURが実施している事例があり、アセスではそのようなものを参照して予測・評価するやり方があるという趣旨だったと思いますので、参照事例という表現にしておりました。差支えがあれば修正いたしますが、いかがでしょうか。

【奥副会長】 事例も増えているから参照するよということだと思います。このような記載がよいと思います。

【事務局】 指摘事項等一覧の事業者側の説明等欄にもありますが、アセスとしての環境創出型の生物多様性については、なかなか手法がない、ケーススタディが公開されていないということで、適正に調査・予測・評価することが難しいと言っていました。そこで、葉山委員から参照できる事例があるのではないかとということでした。

それでは、「都市の中でのエコロジーとして参照できる事例」という修正はいかがでしょうか。

【奥副会長】 それで結構です。

【事務局】 そのように修正します。

ウ 補足資料と方法書説明会における質疑及び意見の概要、事業者の回答等について事業者が説明した。

エ 質疑

【水野委員】 建築物の高さの件ですが、方法書1ページに対象事業の計画内容について配慮書から変わった点として、C-2地区A棟が165mから150m、C-2地区B棟が165mから180mへ変更し、それに伴い、敷地面積等を変更しましたとあります。一方、「高さを制限した形で考えていただけないか」という説明会での意見に対して、これから検討すると回答していますが、それが本当に可能なのでしょうか。方法書に記載したことについて、さらに検討を加えることができるのでしょうか。変更できないのなら、事業者の説明会での回答に意味がないと思いますが、いかがでしょうか。

- 【事 業 者】 高さにつきましては、現状まだ地区計画が定まっていない状況です。おそらく来年度以降に決まる予定であり、そこで、最終的に高さ制限が決定します。それを基に、必要があれば計画を再考するという事で、まだ決定していないとお答えしています。また、実際に風害等の影響が著しいようであれば、形状変更等については、当然検討していきます。
- 【水野委員】 審査会でどういう形で意見が出るかどうかは、ある程度予測されていると思うので、そこで、指摘されたからといって高さを変えることは不可能だと思います。形としてはそうかも知れないですが、実質的には決定されているのではないのでしょうか。
- 【事 業 者】 大きな変更については、全体の事業を考えた時には変更するのは難しいと思っておりますが、地域のみならずとお話をしながら、検討を進め、ご理解いただくという方法で努力をしていきたいと考えています。
- 【佐土原会長】 地区計画はどういった方達で議論され、策定するのでしょうか。
- 【事 業 者】 横浜市を担当課で協議されると思います。具体的には都市計画課や都心再生課等で最終的に調整をし、地域の住民の方々に説明をして、決定するという流れとなります。
- 【佐土原会長】 開発エリア周辺の方々の合意のようなものがあつたうえで、決定するという事でよいのでしょうか。
- 【事 業 者】 はい。横浜市が地区計画等に関する説明会を実施し、そこでの地域の住民の方々のご意見を踏まえて、最終的に判断されると思います。
- 【横田委員】 高さ関係でスカイラインに関する回答がありましたが、スカイラインの変化や景観について、今後検討するうえで、景観の予測地点として、きちんとスカイラインを反映した予測地点を計画されているのでしょうか。さらに、その場合の配慮として、例えば横浜市都市美対策審議会での都市デザインの視点からのスカイラインの上位計画のようなものが、もしある場合にそれに関する検討はきちんとされるのでしょうか。
- 【事 業 者】 秋以降に同審議会で審議いただく予定です。スカイラインの考え方、景観としての視点場の位置を含めて、ご意見を頂戴し、検討することになっています。
- 【横田委員】 現状、眺望景観として予定されている地点は、スカイラインに対する予測も含むということでしょうか。
- 【事 業 者】 はい。
- 【奥副会長】 事業者というより横浜市に対するお願いです。事業アセスですので、C地区の事業計画だけしか審議できないということが前提となっておりますが、出されている意見を拝見していると、土地区画整理事業や埋立事業に対する意見が出ているほか、地区計画に対する意見も出ています。複数の一連の事業全体で、最終的にこの地区がどうなるのかということを知りたいのだと思います。C地区の事業計画だけでなく、先に実施する事業の計画も含めて全体としてこの地域が作り上げていかれるので、それによる影響なりその変化がどうなるのかの情報を正確に分かりやすく得たいというニーズが、説明会で出された意見に表れていると思います。横浜市はそういった情報を提供できる立場であるため、横浜市が全体像やこれからの流れについて、しっかり説明する必要があります。なかなかアセスの事業計画だけで議論しても限界があります。この枠だけでしか話ができないとなると、住民の方が納得できない面もあると思うので、その辺に留意して、今後手続を進めてください。そう

いう中で、事業者も計画を進める立場として、横浜市と協力して、分かりやすい説明をお願いします。

【事業者】 はい。私たちの情報を、土地区画整理組合も含めて、共有できるところ、開示できるところなど検討させていただき、全体として協力させていただきます。

【事務局】 まちづくりについては地区計画で決まっていくわけですが、地区計画を担当している部署と既に情報共有を行い、アセス審査会の状況についても報告しています。都市計画やまちづくり全体を統括する部署もアセス審査会の状況に注目しています。今後、C地区だけの議論をしても、地区計画全体での観点がポイントになっていくと思うので、密に連絡調整しながら、住民への説明方法等についても、十分調整していきます。

【津谷委員】 この事業計画に留まらず、地区全体の事業、進行が見えるように、全体としてどういう部署や審議会がどのように関わって進行していくのかという手続的な見通し図のようなものを市として提出していただけないでしょうか。

【事務局】 今後、地区計画や都市計画決定の手続もありますので、その内容やスケジュールを含めて全体をお示しできるような資料について、担当課と調整します。

【佐土原会長】 補足資料3ページで埋立と建物の位置の関係が出ています。埋立をした元々水面だったところは、地震のときに比較的色々な影響が出る可能性があると思いますが、今後、施工方法で何か工夫されることはあるのでしょうか。

【事業者】 まず、設計がほぼ固まってきた段階で、建物の位置に合わせボーリング調査を実施します。そこで、実際の地盤状況を確認したうえで、そこが建物に対してどう影響があるのかを検証し、建物の構造を決定します。まだ行っていないので、詳しくお答えできないが、きちりそのような対策を取らせていただきます。

【佐土原会長】 建物への影響もそうですが、建物周りの状況について、おそらく駐車場や屋外のスペースとして活用すると思いますので、そこが軟弱だと困ると思います。そこも含めて検討してください。

【事業者】 検討します。

オ 審議

【中村委員】 現在水域となっているところを埋め立てるということですが、埋め立てた場所の地盤が安定するまでにどのくらいかかるものなのでしょう。またその場所のボーリング調査はいつからできるようになるのでしょうか。本事業は平成28年度から平成33年度にかけて基本設計等、平成33年度から平成37年度まで工事となっています。どういう時系列になるのか、素人が分かるように何か出していただければと思います。

【事務局】 事業者に伝えます。一般的には、埋立竣工して間もない時期に調査をして、将来的な沈下の度合いを力学的な試験である程度確かめることは、技術的には確立されています。詳細については、事業者に確認し、回答させます。

資料 ・平成28年度第6回(平成28年6月21日)審査会の会議録【案】
・JFE扇島火力発電所更新計画 環境影響評価準備書に係る答申案 事務局資料

- ・ 川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 環境影響評価方法書に係る答申案
事務局資料
- ・ (仮称)東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価方法書に関する指摘事項
等一覧 事務局資料
- ・ (仮称)東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価方法書に関する補足資料
事業者資料
- ・ (仮称)東高島駅北地区C地区棟計画 「環境影響評価方法書」に関する縦覧及
び説明会開催のお知らせ 事業者資料
- ・ (仮称)東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価方法書説明会における質
疑及び意見の概要、事業者の回答等 事業者資料